

平成 24 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 工 藤 英 人  
(コード 8737 大証第2部)  
問合せ先 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩  
(TEL 03-6821-0606)

## 当社子会社における公開買付けの代理及び 公開買付事務の受託に関するお知らせ

当社の子会社であるあかつき証券株式会社は、イコールパートナーズ株式会社（本社所在地：東京都品川区、代表取締役：木村育生、以下「イコールパートナーズ」といいます。）による株式会社小僧寿し本部（本社所在地：東京都立川市、代表取締役：矢代秀己、証券コード：9973）に対する公開買付けに関し、イコールパートナーズより公開買付けの代理及び公開買付事務を受託いたしましたので、お知らせいたします。

当該公開買付けの概要については、以下のとおりであります。

なお、当該公開買付けの詳細については、イコールパートナーズが平成 24 年 2 月 15 日に提出いたしております公開買付届出書をご参照ください。

### 記

#### 1. イコールパートナーズによる株式会社小僧寿し本部に対する公開買付けの概要

- |                   |                |             |
|-------------------|----------------|-------------|
| (1) 公開買付者の名称      | イコールパートナーズ株式会社 |             |
| (2) 対象者の名称        | 株式会社小僧寿し本部     |             |
| (3) 買付け等をする株券等の種類 | 普通株式           |             |
| (4) 買付予定の株券等の数（注） | 買付予定数          | 6,808,700 株 |
|                   | 買付予定数の下限       | 6,808,700 株 |
|                   | 買付予定数の上限       | 6,809,000 株 |

（注）応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,808,700 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,809,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(5) 買付け等の期間

①届出当初の期間

平成 24 年 2 月 15 日（水曜日）から平成 24 年 3 月 13 日（火曜日）まで（20 営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 24 年 3 月 28 日（水曜日）までとなります。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 140 円

(7) 公開買付代理人

あかつき証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 16 番 3 号

2. 今後の見通し

あかつき証券株式会社におきましては、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、収益の拡大・多様化を図っております。上記の公開買付け代理業務をはじめとするファイナンシャル・アドバイザーサービスにつきましても積極的に取り組み、業容の拡大に努めてまいります。

以 上